

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿 【19ファイル836回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被収容者身分帳簿 【4ファイル28回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿 【1回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿 【12ファイル30回】	マニユ アル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿 【1回】	マニユ アル処理	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医 療及び観察等に関する法律第24条第3項、4項	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿 【1回】	マニユ アル処理	家事審判規則第8条及び第9条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿 【28ファイル217回】	マニユ アル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被収容者身分帳簿 【6ファイル287回】	マニユ アル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2 項	入国管理局	無		○
	被収容者身分帳簿 【3ファイル6回】	マニユ アル処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿 【17回】	マニュアル 処理	関税法第105条の2	税関官署	無		○
	被収容者身分帳簿 【2ファイル2回】	マニュアル 処理	生活保護法第29条	福祉関係機関	無		○
	被収容者身分帳簿 【2ファイル7回】	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	税務署・市町村	無		○
	被収容者身分帳簿 【9ファイル331回】	マニュアル 処理	精神保健および精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県・市町村	無		○
	被収容者身分帳簿 【3ファイル8回】	マニュアル 処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被収容者身分帳簿 【1回】	マニュアル 処理	児童扶養手当法第30条	市町村	無		○
	被収容者身分帳簿 【3回】	マニュアル 処理	犯罪者予防更生法第57条第1項、2項	保護観察所	無		○
	被収容者身分帳簿 【1回】	マニュアル 処理	賃金の支払の確保等に関する法律第12条	労働基準監督署	無		○
	被収容者身分帳簿 【1回】	マニュアル 処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被収容者出所簿 【1回】	マニユ アル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録 【6回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	診療録 【92回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	診療録 【186回】	マニユ アル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	診療録 【1回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第99条第2項	裁判所	無		○
	診療録 【8ファイル83回】	マニユ アル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録 【7ファイル72回】	マニユ アル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録 【1回】	マニユ アル処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項	都道府県	無		○
	領置金基帳 【3ファイル40回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	領置金基帳 【1回】	マニユ アル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置品基帳 【1回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置品基帳 【2ファイル3回】	マニユ アル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	作業報奨金計算高基帳 【26回】	マニユ アル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	作業報奨金計算高基帳 【1回】	マニユ アル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	少年簿 【32回】	マニユ アル処理	生活保護法第29条	市町村	無		○
	少年簿 【2ファイル17回】	マニユ アル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	市町村・都道府県	無		○
	日本人出帰国記録マス タファイル	電算処 理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条, 民事執行法第18条第1項, 家事審判規則第8条, 刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項, 執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項, 法人税法第156条の2	国税庁, 税務署	無		○
			相続税法第60条の2, 消費税法第63条, 証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所, 市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所, 市区町村	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	道路交通法第51条の5第2項	公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項, 民事訴訟法第189条第3項, 刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条, 民事執行法第18条第1項, 家事審判規則第8条, 刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項, 執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項, 法人税法第156条の2	国税庁, 税務署	無		○
			相続税法第60条の2, 消費税法第63条, 証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所, 市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所, 市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人登録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項, 民事訴訟法第189条第3項, 刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条, 民事執行法第18条第1項, 家事審判規則第8条, 刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項, 執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項, 法人税法第156条の2	国税庁, 税務署	無		○
			相続税法第60条の2, 消費税法第63条, 証券取引法第210条第2項	国税局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイル	電算処理	証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所, 市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所, 市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
外務省	在留届ファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、民事訴訟規則第31条第2項	簡易裁判所	無		○
	在留届ファイル	電算処理	民事執行法第20条、民事訴訟法第186条	地方裁判所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
外務省	在留届ファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無		○
	在留届ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	国税犯則取締法第1条第2項、所得税法第235条第2項及び消費税法第63条	国税庁、各国税局及び各税務署	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2及び消費税法第63条	各税関	無		○
国税庁	個人課税台帳【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	青色決算書・収支内訳書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	無	○	
	相続税決議書(一般)【364ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)【70ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資料	電算処理	家事審判規則第8条、弁護士法第23条の2第2項	家庭裁判所、弁護士会	無		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第2項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第3項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第4項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第5項	ドイツ保険者	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第6項	ドイツ保険者	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第7項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第8項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第2項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第3項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第4項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第5項	イギリス連絡機関	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第6項	イギリス連絡機関	有	○	
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	国税徴収法第141条	税務署	無		○
			地方税法第20条の11	市町村、県税事務所	無		○
			地方税法第72条の68第6項	県税事務所	無		○
			地方税法第331条第6項	市町村	無		○
			労働保険の保険料の徴収等に関する法律第26条第3項	労働局	無		○
国土交通省	一級建築士登録マスターファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国土交通省	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条に基づく調査嘱託	地方裁判所、福祉事務所	無		○
	不動産鑑定士・不動産鑑定士補名簿	電算処理	法人税法第156条の2・弁護士法第23条の2第2項	税務署・弁護士会	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	締約国資格受有者承認原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	船員原簿ファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため	皇宮警察本部	有	○	
	平成19年園遊会(春)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
	平成19年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
	平成19年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため	報道機関	有	○	
	平成19年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため	報道機関	有	○	
公正取引委員会	消費者モニター名簿	電算処理	1号	希望者に試買検査会等の開催案内を送付するため	公正取引協議会	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	根拠規定 (法8条2項 各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	2号	効果的な運転者教育に関する調査研究、運転免許等に関わる施策の効果評価等の実施のため	科学警察研究所	無		○
		電算処理	3号	恩赦の調査及び実施に関する事務のため	法務省	無		○
		電算処理	4号	事業用自動車による交通事故抑止対策として有効な施策に係る調査研究のため	自動車安全運転センター	無		○
総務省	総合無線局管理ファイル【3回】	電算処理	4号	無線局監理(定期検査事務)を円滑に実施するため	(社)全国船舶無線工事協会東海支部 (社)東海自動車無線協会 東海地方漁業無線連合会	有		○
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	1号	本人の同意があるため	National Conference of Bar Examiners(NCBE)	無		○
	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため	私立大学	無		○
	司法試験ファイル	電算処理	4号	教育の効果の検証及び教育改善のため	私立法科大学院	無		○
	被收容者個人データファイル【12回】	電算	3号	警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため	警察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿 【48ファイル11893回】	マニュアル処理	3号	・被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため ・加害者処遇状況等の通知のため ・刑の執行終了等の場合における検察官に対する通報のため ・被收容者が死亡した場合における通報のため ・仮釈放等の通知	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿 【17ファイル90回】	マニュアル処理	3号	子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため	警察	無		○
	被收容者身分帳簿 【2ファイル6回】	マニュアル処理	3号	・民事訴訟のため ・国の債権管理のため	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 【2ファイル44回】	マニュアル処理	3号	・民事訴訟法上必要なため ・懲戒請求事案の調査のため	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 【46ファイル7367回】	マニュアル処理	3号	・国民健康保険事務処理のため ・刑の執行終了等の場合における通報のため	市区町村	無		○
	被收容者身分帳簿 【35ファイル321回】	マニュアル処理	3号	・生活保護受給中の者の在所確認のため ・児童扶養手当支給の要件確認のため	社会福祉事務所・市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 【9ファイル294回】	マニュアル処理	3号	収容状況確認のため、人権救済事務処理のため	大使館・領事館	無		○
	被收容者身分帳簿 【16ファイル115回】	マニュアル処理	3号	・自動車損害賠償保障のため ・国の債権の管理上債務者確認のため	国土交通省	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【12ファイル83回】	マニュアル処理	3号	・收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため ・保護者の確認のため ・乳児委託のため	児童相談所	無		○
	被收容者身分帳簿【8ファイル169回】	マニュアル処理	3号	不服申立審査	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【9ファイル35回】	マニュアル処理	3号	税徴収に係る所在確認のため	国税局, 都道府県, 市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	給与戻入金納入通知書の送付のため	教育委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル91回】	マニュアル処理	3号	・出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため ・措置診察の要否の検討のため	保健所	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	訴状等の送達のため	国民生活金融公庫	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	市区町村情報公開審査会における不服申立人の意見陳述の機会を保障するため	市区町村	無		○
	被收容者身分帳簿【3ファイル36回】	マニュアル処理	3号	・保険給付に係る求償事務のため ・労働災害者補償に係る事務のため ・国の損害賠償請求権の行使のため ・雇用保険の失業給付金詐欺に係る返還請求のため	労働局, 労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル45回】	マニュアル処理	3号	債権事務処理のため	公共職業安定所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	介護保険手続のため	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	不服申立調査のため	総務省行政評価局	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	被收容者に対する求償権行使のため	都道府県	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル3回】	マニュアル処理	2号	民事訴訟法上の必要なため	地方法務局	無		○
	被收容者身分帳簿【3回】	マニュアル処理	3号	行政相談調査のため	総務省行政評価事務所	無		○
	被收容者身分帳簿【9回】	マニュアル処理	2号	強制退去手続き関係のため	入国管理局	無		○
	被收容者人名簿【6回】	マニュアル処理	3号	債権事務処理のため	国土交通省	無		○
	被收容者人名簿【2ファイル2回】	マニュアル処理	3号	在監者国籍調査のため	領事関係	無		○
	被收容者人名簿【4ファイル73回】	マニュアル処理	3号	・児童扶養手当, 児童手当事務処理のため ・国民健康保険事務手続のため	市町村	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者人名簿【2ファイル8回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給者所在確認のため	市町村・社会福祉事務所	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	3号	被收容者から提出のあった「休業補償給付請求書」の内容証明のため	労働基準監督署	無		○
	診療録【2ファイル13回】	マニュアル処理	3号	外国人被收容者の健康状態を確認するため	各国領事	無		○
	診療録【3回】	マニュアル処理	3号	療育手帳等事務処理のため	市町村	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	3号	生活保護事務手続のため	社会福祉事務所	無		○
	診療録【5ファイル72回】	マニュアル処理	4号	個人の病状照会(回答)のため	医療機関	無		○
	処遇調査原簿【1回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給中の者の所在確認のため	社会福祉事務所	無		○
	少年簿【2ファイル8回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給者所在確認のため	社会福祉事務所	無		○
	日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	3号	「旅券番号」の提供。旅券発給業務について、旅券の二重発給を防止するため	外務省	有		○
			3号	適正な税の適用に必須であるため	国税庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	3号	適正な税の適用に必須であるため	国税庁	無		○
			3号	適正な生活保護の適用に必須であるため	社会福祉事務所	無		○
外務省	在日外国報道関係者ファイル【8回】	電算処理	2号	所掌事務の遂行に必要があると判断されたため	特定在外公館及び本省特定課室	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	電算処理	3号	提供先機関の所掌業務の遂行に必要があると判断されたため	警視庁	無		○
	旅券発給原簿	マニュアル処理	3号	出入国管理のため	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	出入国管理のため	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	検疫管理のため	厚生労働省健康局	無		○
国税庁	源泉徴収義務者ファイル【524ファイル】	電算処理	3号	職種別民間給与実態調査の事業所別台帳を作成しており、当該作業に必要な基礎データの提供のため	人事院	有		○
厚生労働省	職業訓練受講指示システム	電算処理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため	(独)雇用・能力開発機構、(独法)雇用・能力開発機構職業能力開発促進センター、県立技術専門学校、(財)介護労働安定センター	有		○
	外国人求職情報システム	電算処理	1号	求人企業への人材情報の提供のため	システム利用登録企業	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	求職公開登録者ファイル	電算処理	1号	求人企業への人材情報の提供のため	システム利用登録企業	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者雇用納付金の徴収を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	老齢厚生年金と雇用保険の基本手当との併給調整を行うため	社会保険庁	有		○
	高年齢雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	老齢厚生年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との併給調整を行うため	社会保険庁	有		○
	求職台帳【16回】	電算処理	4号	厚生労働省委託事業の実施のため	財団法人雇用情報センター	無		○
	高年齢者雇用状況報告業務ファイル	電算処理	3号	雇用継続制度等の導入の際に必要なとなる個別企業の労務管理見直しに係る専門的・技術的援助を適切にする際、「高年齢者雇用推進者氏名」等を含む高年齢者雇用状況報告の情報が不可欠であるため	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先から援護金の贈与を受けることができ、本人の利益になることが明らかなため	(財)藤田建設労務援護会	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	3号	リハビリテーション施設及び被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営の業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため	(独)労働者健康福祉機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	3号	特別弔慰金等の支給に係る業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため	(独)環境再生保全機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため	(財) 社会保険健康事業財団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため	(財) 船員保険会	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			3号	国民年金と農業者年金の被保険者期間の整合性の確保のため	独立行政法人農業者年金基金	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	国年被保険者ファイル	電算処理	4号	国民年金基金の加入資格の確認のため	国民年金基金連合会	有		○
	健保給付ファイル	電算処理	3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			3号	国民年金と農業者年金の被保険者期間の整合性の確保のため	独立行政法人農業者年金基金	有		○
			4号	国民年金基金の加入資格確認のため	国民年金基金連合会	有		○
			4号	国民年金基金の加入資格確認のため	国民年金基金連合会	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	沖縄振興開発金融公庫	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	国民生活金融公庫	有		○
			3号	退職者医療制度対象者の適正な適用のため	厚生労働省保険局	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため	国家公務員共済組合連合会	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため	地方公務員共済組合連合会	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	3号	基礎年金番号の確認のため	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため	農林漁業団体職員共済組合	有		○
	雇用情報ファイル	電算処理	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	農林漁業団体職員共済組合	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため	地方公務員共済組合連合会	有		○
農林水産省	集荷円滑化対策事業に係る生産者データ	電算処理	3号	事業対象者要件の確認のため	県協議会	有		○
国土交通省	船舶原簿	電算処理	3号	地方税法第389条第1項に基づく固定資産税の税額決定等のため	総務省自治税務局固定資産税課	有		○
海上保安庁	人身事故調査票ファイル	電算処理	4号	統計調査のため	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	有		○